

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指  
定薬物及び同法第七十六条の四に規  
定する医療等の用途を定める省令の  
一部を改正する省令(厚生労働六四)

二

### 〔告 示〕

○施設整備事業を推進するための基本  
的な指針を定めた件の一部を改正す  
る件(総務二〇一)

三

○電気通信基盤充実臨時措置法第四条  
に規定する実施計画の認定等に係る  
手続その他必要な事項を定める件の  
一部を改正する件(同二〇二)

三

○電気通信基盤充実臨時措置法第四条  
に規定する実施計画の認定等に係る  
手続その他必要な事項を定める件第  
二項第七号の規定に基づき、総務大  
臣の行う証明に関する手続を定める  
件(同二〇三)

六

○租税特別措置法第四十四条の五第一  
項の規定の適用を受ける減価償却資  
産を定める件(同二〇四)

八

○電気通信基盤充実臨時措置法第四条  
に規定する実施計画の認定等に係る  
手続その他必要な事項を定める件第  
一項第七号の規定に基づき、総務大  
臣の行う証明に関する手続を定める  
件を廃止する件(同二〇五)

八

○経済上の連携に関する日本国とイン  
ドネシア共和国との間の協定の適用  
を受けるインドネシア人看護師等の  
出入国管理上の取扱いに関する指針  
の特例を定める件の一部を改正する  
件(法務一六五)

九

○経済上の連携に関する日本国とフィ  
リピン共和国との間の協定の適用を  
受けるフィリピン人看護師等の出入  
国管理上の取扱いに関する指針の特  
例を定める件の一部を改正する件  
(同一六六)

九

○経済上の連携に関する日本国とイン  
ドネシア共和国との間の協定の適用  
を受けるインドネシア人看護師等の  
出入国管理上の取扱いに関する指針  
の一部を改正する件(同一六七)

二〇

○経済上の連携に関する日本国とフィ  
リピン共和国との間の協定の適用を  
受けるフィリピン人看護師等の出入  
国管理上の取扱いに関する指針の一  
部を改正する件(同一六八)

二〇

○平成二十四年四月十八日にベトナム  
社会主義共和国政府との間で交換が  
完了した看護師及び介護福祉士の入  
国及び一時的な滞在に関する書簡の  
適用を受けるベトナム人看護師等の  
出入国管理上の取扱いに関する指針  
の一部を改正する件(同一六九)

二〇

○平成二十五年年度幼稚園教員資格認定  
試験を実施する件(文部科学七二)

二二

○平成二十五年年度小学校教員資格認定  
試験を実施する件(同七三)

二二

○平成二十五年年度特別支援学校教員資  
格認定試験を実施する件(同七四)

三

○肥料の登録の有効期間を更新した件  
(農林水産一四三六)

三

○輸入業者の住所の変更に係る届出が  
あった件(同一四三七)

六

○肥料の登録を失効した件  
(同一四三八)

六

地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

七  
七  
七  
七

### 〔褒 賞〕

### 〔資 料〕

国庫歳入歳出状況(平成二十四年度平  
成二十五年二月分)(財務省)

四

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

基本測量関係事項関係

四

### 裁判所

破産、免責、再生関係

四

### 特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
計量法第四十三条第一項の規定に  
基づく登録、東日本高速道路株式会  
社工事開始、社会保険労務士名簿登  
録・登録の抹消・紛争解決手続代理  
業務の付記、弁理士登録・特定侵害  
訴訟代理業務の付記、企業年金基金  
変更関係

七  
七  
七  
七

省

令

○厚生労働省令第六十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第九号とし、第七十八号から第八十一号までを二十七号ずつ繰り下げ、第七十七号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四 (二)ヨード五ニトロフェニル(二)一(一)メチルヒペリジニール(二)メチル(一)H-インドール三ニール(二)メタン及びその塩類

第一条中第七十六号を第九号とし、第六十七号から第七十五号までを二十六号ずつ繰り下げ、第六十六号を第九十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十二 (一)四メトキシフェニル(二)一(三)メチルアミン(二)プロパン(一)オン及びその塩類

第一条中第六十五号を第九十号とし、第六十一号から第六十四号までを二十五号ずつ繰り下げ、第六十号を第八十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五 五・六メチレンジオキシインダン(一)アミン及びその塩類

第一条中第五十九号を第八十三号とし、第五十六号から第五十八号までを二十四号ずつ繰り下げ、第五十五号を第七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十九 (二)メチルアミン(一)一(三)四メチレンジオキシフェニル(二)ペンタン(一)オン及びその塩類

第一条中第五十四号を第七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十六 (二)メチルアミン(一)一フェニルペンタン(一)オン及びその塩類

七十七 (二)メチルアミン(一)一(四)メチルフェニル(二)ペンタン(一)オン及びその塩類

第一条中第五十三号を第七十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十四 (二)メチルアミン(一)一(チオフェンニール)プロパン及びその塩類

第一条中第五十二号を第七十二号とし、第五十一号を第七十一号とし、第五十号を第七十号とし、第四十九号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 (一)四プロモフェニル(二)一(メチルアミン)プロパン(一)オン及びその塩類

第一条中第四十八号を第六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十七 (一)五フルオロベンチル(一)H-インドール三ニール(二)ピリジニール(三)ニール(二)メタン及びその塩類

第一条中第四十七号を第六十五号とし、第四十四号から第四十六号までを十八号ずつ繰り下げ、第四十三号を第六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十一 (五)一(二)フルオロフェニル(一)一ペンチル(一)H-ピロリール三ニール(二)チフタレニール(二)メタン及びその塩類

第一条中第三十九号を第五十四号とし、第三十八号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三 ナフタレン(一)ニール(二)ペンチル(一)H-ピロリール三ニール(二)メタン及びその塩類

第一条中第三十七号を第五十一号とし、第三十三号から第三十六号までを十四号ずつ繰り下げ、第三十二号を第四十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十五 (二)シメチルアミン(一)一(四)メチルフェニル(二)ペンタン(一)オン及びその塩類

四十六 (二)シメチルアミン(一)一(三)四メチレンジオキシフェニル(二)プロパン(一)オン及びその塩類

第一条中第三十一号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 (二)シフェニルメチル(二)ピロリジン及びその塩類

第一条中第三十号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 (一)二(三)ジクロロフェニル(二)ヒペラジン及びその塩類

第一条中第二十九号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 N-Nジエチル(一)ヒドロキシトリブタミン及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十七号とし、第二十四号から第二十七号までを九号ずつ繰り下げ、第二十三号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 キロリン(一)ニール(二)ペンチル(一)H-インドール(一)ニール(二)カルボキシラート及びその塩類

第一条中第二十二号を第三十号とし、第十六号から第二十一号までを八号ずつ繰り下げ、第十五号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 (二)エチルアミン(一)一フェニルブタン(一)オン及びその塩類

第一条中第十四号を第二十一号とし、第十一号から第十三号までを七号ずつ繰り下げ、第十号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 (一)ニ(一)アミノ(一)三(一)メチル(一)オキシブタン(一)ニール(一)ペンチル(一)H-インダゾール(一)ニール(一)カルボキシミド及びその塩類

第一条中第九号を第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三 (一)一(一)アダマンチル(二)一(一)メチルヒペリジニール(二)メチル(一)H-インドール(一)ニール(二)メタン及びその塩類

十四 (一)一(一)アミノ(一)三(一)ジメチル(一)一(一)オキシブタン(一)ニール(一)一(四)フルオロペンチル(一)一(一)H-インダゾール(一)ニール(一)カルボキシミド及びその塩類

十五 (一)一(一)アミノ(一)三(一)ジメチル(一)一(一)オキシブタン(一)ニール(一)一(一)ペンチル(一)H-インドール(一)ニール(一)カルボキシミド及びその塩類

第一条中第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 (一)一(一)アダマンチル(一)一(一)ペンチル(一)H-インドール(一)ニール(二)メタン及びその塩類

第一条第七号の次に次の二号を加える。

八 (一)一(一)アダマンチル(一)一(一)五フルオロペンチル(一)一(一)H-インダゾール(一)ニール(一)カルボキシミド及びその塩類

九 (一)一(一)アダマンチル(一)一(一)五フルオロペンチル(一)一(一)H-インドール(一)ニール(一)カルボキシミド及びその塩類

第二条第五号の表中インダン(一)ニール(一)アミン、その塩類及びこれら含有する物の項の次に次のように加える。

一(一)ニ(一)三(一)ジクロロフェニル(二)ヒペラジン(一)ニール(二)メタン及びその塩類

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

第二号第五号の表中ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

ナフタレンニール(ニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

二(イ)ジフェニル(ピロリジンニール)メタノール、その塩類及びこれらを含むもの、

告示

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

〇総務省告示第百一十号 電気通信基盤充実臨時措置法(平成二十三年法律第二十七号)第三第一項の規定に基づき、施設整備事業を推進するための基本的な指針(平成二十三年総務省告示第百一十号)の一部を次のように変更した。 平成二十五年四月三十日 総務大臣臨時代理 国務大臣 稲田 朋美

2(イ)中「ものをいう。の下に」以下同じ。を加え、同イ(4)中「含む。の下に」以下同じ。を加え、同2(ニ)に次のように加える。

(x) サーバー用の電子計算機(東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第二十二條第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ)以外の地域における自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業)のうち、東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供するもの。

(ロ) ルーター又はスイッチのうち、(x)に掲げる電気通信設備を設置する計画と同一の計画に基づき特定情報通信事業施設に設置されるもの。

〇総務省告示第百一十号 平成二十三年総務省告示第百一十号(施設整備事業を推進するための基本的な指針)第五項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百一十号(電気通信基盤充実臨時措置法第四條に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件)の一部を次のように改正する。 平成二十五年四月三十日 総務大臣臨時代理 国務大臣 稲田 朋美

17を削る。

2-1を次のように改める。

一 実施計画の認定の申請 実施計画の認定を受ける者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類(2)から(4)までに掲げる書類については、基本指針2-1(1)(x)に掲げる電気通信設備を整備する場合に限る。)を添えて提出するものとする。

(3)(2)(1)の様式第九号の実施計画書 様式第九号の実施計画書 当該電気通信設備を設置する自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設(以下「特定情報通信事業施設」という。)の所在地が確認できる書類

(4) 当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第二十二條第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ)における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類

基本指針2-1(1)(x)に掲げる電気通信設備により整備される基本指針2-1(1)(x)及び(ロ)に掲げる電気通信設備は、次の(1)及び(2)に掲げる電気通信設備の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) サーバー用の電子計算機 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されること。

(ii) 東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

(2) 非常用電源装置及びルーター又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されること。

(ii) 東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

2-2を次のように改める。

(4) 当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第二十二條第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ)における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類

基本指針2-1(1)(x)に掲げる電気通信設備により整備される基本指針2-1(1)(x)及び(ロ)に掲げる電気通信設備は、次の(1)及び(2)に掲げる電気通信設備の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) サーバー用の電子計算機 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されること。